

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：令和元年8月5日（月）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（１） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・令和2年度管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・平成30年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・平成31年度管理事業実施計画書（市町村実施分）
- ・平成30年度管理事業実績報告書（市町村実施分）

議事（２） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ，ニホンジカ）平成30年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和元年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ

1 開会

（始めに、事務局が新たに委員となった16名を紹介後、佐藤自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐藤自然保護課長）

3 委員長等選出について

（１）委員長・副委員長選出について

委員長及び副委員長選出については、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第3条第1項の規定により委員の互選によることから、推薦等について諮ったところ、土屋委員から伊澤委員を委員長に、阿部育子委員を副委員長に推薦する旨の発言があり、満場一致で承認された。

（２）挨拶（伊澤委員長）

一言ご挨拶を申し上げます。

昨今、異常気象がしばしば話題に上がることがあるが、宮城県でも今年と昨年では猛暑の到来時期が大きく異なっており、私たちのみならず、野生動物にとっても大変なことだろうと思っている。例えば、クマは例年になく目撃情報が多く、イノシシのわなに何頭も錯誤捕獲されているという話を聞いている。また、サルは5月に入ると長い冬毛から短い夏毛に生え替わるが、今年はどうしてか、宮城県を広く見ているわけではないが仙台市周辺に生息しているサルは8月というのにまだ暑苦しい冬毛の状態である。このことはおそらく、シカやイノシシでも生理・生態行動で変わっていることが見られていくのではないかと思っている。そのような状況ではあるが、こういった動物にどう対処していけばいいのか、時間は余りないが検討をお願いします。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員16名中14名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：(以降の進行について、伊澤委員長にお願いします。)

4 協議事項

(1) 各部会委員等の指名について

委員長：それでは、ニホンザル部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会及びツキノワグマ部会に属すべき委員と部会委員、各部会の部会長及び副部会長を指名する。

ニホンザル部会については、当委員会の委員からは私、伊澤を指名する。また、部会委員としては、京都大学名誉教授の渡邊邦夫さん、特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーション理事・事務局長の松岡史朗さん、東北文化学園大学総合政策学部長の岡恵介さん、山形大学学術研究院准教授の江成広斗さん、宮城県農山漁村なりわい課長の伊藤紳さん宮城県林業技術総合センター環境資源部長の今野幸則さんを指名する。なお、部会長には渡邊邦夫さん、副部会長には私、伊澤を指名する。

イノシシ部会については、部会委員として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター上級研究員の平田滋樹さん、国立大学法人長岡技術科学大学生物機能工学専攻准教授の山本麻希さん、国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授の兼子伸吾さん、一般社団法人宮城県猟友会認定事業推進委員会副委員長の大宮喜久江さん、加美町農林課副参事の後藤勉さん、仙台市経済局農業振興課地域支援係主幹兼係長の寺牛慎貴さん、宮城県食と暮らしの安全推進課長の小野寺瑞穂さん、宮城県農業振興課長の金岡裕司さん、宮城県農山漁村なりわい課長の伊藤紳さん、宮城県林業技術総合センター環境資源部長の今野幸則さんを指名する。なお、部会長には平田滋樹さん、副部会長には山本麻希さんを指名する。

ニホンジカ部会については、当委員会からの委員として石巻専修大学客員教授の土屋剛さんを指名する。また、部会委員としては、宮城大学特任教授の石田光晴さん、麻布大学獣医学部准教授の南正人さん、一般社団法人宮城県猟友会認定事業推進委員会委員長の山形勇彦さん、石巻地区森林組合代表理事組合長の大内伸之さん、石巻市産業部農林課課長補佐兼ニホンジカ対策室室長補佐の及川晴彦さん、宮城県農山漁村なりわい課長の伊藤紳さん宮城県森林整備課長の渡辺修さん、宮城県東部地方振興事務所林業振興部長の大信田知英さん、宮城県林業技術総合センター環境資源部長の今野幸則さんを指名する。なお、部会長には土屋剛さん、副部会長には石田光晴さんを指名する。

ツキノワグマ部会については、当委員会からの委員として石巻専修大学客員教授の土屋剛さん、私、伊澤を指名する。また、部会委員としては、岩手大学名誉教授の青井俊樹さん、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林研究部門野生動物研究領域長の岡輝樹さん、一般社団法人宮城県猟友会黒川支部長の浅井功さん、宮城県農山漁村なりわい課長の伊藤紳さん、宮城県林業振興課長の田中均さん、宮城県林業技術総合センター環境資源部長の今野幸則さんを指名する。なお、部会長には青井俊樹さん、副部会長には土屋剛さんを指名する。

(2) 令和2年度各第二種特定鳥獣管理事業実施計画書(案)について

委員長：次に議事(2)の令和2年度各第二種特定鳥獣管理事業実施計画書(案)についてする。まず、実施計画の概要とイノシシ実施計画について事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

早坂委員：先ほど、イノシシの被害額が減少したという説明があった。毎回申し上げているが、耕作を放棄したことによって、そもそも被害額として計上されないものが多いような気がしており、これは数字のマジックでないかと危惧している。これは質問ではなく意見ということ。

また、議事（２）－イの４ページ、イノシシの個体数管理について伺いたい。資料１の５ページに捕獲実績が載っているが、国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金に加えて、数年前に、確かみやぎ環境税活用事業として野生鳥獣適正保護管理事業の強化をすると伺った記憶があるが、それはどのくらいの効果があったのか検証はなされているか。

もう一点、議事（２）－イの５ページ、個体数管理の項目のトとして「有識者による農作物被害防止対策の研修会を開催」との記載がある。これも数年前にご説明頂いた鳥獣被害対策指導員による研修会のことかと推測しているが、そのときの説明では県の職員として毎年増員していくと伺ったが、そこはきちんと計画通り増員されているのか、その後どうなったのかという話が聞こえてこなかったの、実際どのように運用されて、今どのようにしているのかご説明願う。

事務局：一点目の、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の前段であったみやぎ環境税活用事業についてだが、この指定管理鳥獣捕獲等事業というのが、法律の改正によって平成２７年度からはじまった事業であり、当県でも平成２７年度から開始している。この事業の県負担分について、みやぎ環境税を充当しており、平成２６年度以前はみやぎ環境税を活用した県単独事業として個体数調整を実施していた。その中で、イノシシについては県北の栗原市や大崎市で捕獲を実施していた。趣旨としてはまだ生息数が少なく、有害鳥獣捕獲では対応しきれない地域ということで生息域拡大防止を主眼に置いて行ってきたが、県北地域についても先ほどご説明したとおり捕獲数が急増している、つまりは生息数がどんどん増えているという状況にあり、十分な事業効果があったかと言われると、そこは評価が難しいところがあると考えている。

また、有識者による研修会というのは、昨年度は大崎市の県北部合同庁舎で１回開催している。主催は農政部局であり、その時は捕獲の技術研修ということで、佐賀県から捕獲技術に非常に優れている方をお招きして、県内の自治体関係者や猟友会をはじめとした狩猟者の方々が１００名以上参加した。委員のお話にあった指導員というのは、これはまた別のものであり、現在は６名を非常勤として雇用し、県南の大河原地方振興事務所管内でイノシシの捕獲に従事して頂いているところ。つい先日、河北新報にみやぎ環境税活用事業ということで専門指導員の記事が載ったので、後日メール等で委員の方々にお示ししたいと思う。

八嶋委員：毎回イノシシで意見を述べさせて頂いているが、今の説明にあった事業効果について。生息密度の低い県北で捕獲を行ってきたが事業効果としては十分でなかったということだが、以前の委員会でもそういうイノシシがいないところではなく、県南のもっと生息数が多いところで実施したらどうかという提案をさせて頂いたが、県の事業としてはできないという回答だった経緯がある。イノシシは減っているのではなく、増えているのではないか。減っているように見えるが、ウリ坊が大勢いて、日中も歩いている。大河原管内に指導員を６名配置しているということであったが、もうちょっと徹底的にやって頂きたい。

農家にとっては、トウモロコシも収穫間際になって被害を受ける状況で、今は電気柵も通用しない。私もブルーベリーを１５０本作っているが、大きいイノシシではなく、小さいウリ坊が大勢で入ってきて、田んぼや畑を耕したように荒らしていく。なので、もうちょっとしっかり対策して頂かないと農業者は大変。今日は日中に出没したイノシシの写真も持ってきたので、委員の皆さんに見て頂きたい。

事務局：県南の方でのイノシシ捕獲強化をお願いしたいというお話かと思うが、資料１の２ページをご覧頂きたい。先ほどの早坂委員からの質問に対する答えの中で、県の事業では大崎市や栗原市で捕獲を行って

きたとお答えしたが、2ページ目の一番下の表が、当県における昭和44年度からのイノシシ捕獲数一覧になっている。この表では捕獲区分として個体数調整、有害鳥獣捕獲、狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業に分けているが、そのうちの指定管理鳥獣捕獲等事業、平成27年度から平成29年度までは数十頭程度だったものが平成30年度は1,653頭と大幅に増加している。

どこが増加したのかというと、委員からのご意見も踏まえ、県北だけで実施していたものを平成30年度からは県全体に区域を広げ、このような結果となっている。県としては、県北だけでなく県南の方にも県事業での捕獲区域を拡大し、捕獲圧を最大限高めているところなのでご理解頂きたい。

大場委員：議事（2）ーイの5ページ目、一番左のH31計画だが、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲目標がH30計画では1,500頭だったと記憶しているが、これが960頭に減少している。実際、イノシシの生息数が増えていると考えられることから、本来であれば指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲目標もH30計画の1,500頭より増えるのではないかと期待していたが、結果として3分の2程度の頭数に落ち着いてしまったことについて説明願う。

事務局：お話のとおり、H30計画の捕獲目標は1,500頭であり、H31計画は960頭となっている。これについては平成31年度予算を編成していく中でこのような予算・事業規模になったということをご理解頂きたい。

なおR2計画案では、捕獲目標数は記載していない。今後、令和2年度当初予算要求に向けて財政当局等々と調整していくことになるが、可能な限り予算・事業規模を拡大していきたいと考えている。

委員長：他にご意見等はあるか。

イノシシ以外にも議事が沢山あるので、ご意見等がなければ質疑を終了し、本日晒されたイノシシ管理事業実施計画書（案）については、原案のとおり、後日開催予定のイノシシ部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：（異議なし）

委員長：では、続いてニホンジカについて事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：ニホンジカについて、質問や確認事項はあるか。

土屋委員：議事（2）ーロの17ページ、気仙沼市の実施計画について。平成30年度は想定捕獲数が700頭で実績もそれに近い形となっている。一方、平成31年度計画ではほぼ倍増の1,300頭となっているが、これは何か根拠はあるのか。

事務局：市町村の実施計画については、各市町村に作成して頂いており、700頭から1,300頭に増加した理由等までは調べていない。後ほど、気仙沼市に根拠等を問いあわせて、ニホンジカ部会で説明させて頂きたい。

土屋委員：一言だけ言わせて頂くと、気仙沼市だけで1,300頭捕獲するのはかなり難しいと思う。

委員長：ニホンジカは沿岸部から徐々に内陸部へも進出してきており、対策はますます困難になると考

えられる。

他に意見等はないか。では質疑を終了し、本日示されたニホンジカ管理事業実施計画書（案）については、原案のとおり、後日開催予定のニホンジカ部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：（異議なし）

委員長：では、続いてニホンザルについて事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：意見、質問等があればお願いします。

加藤委員：仙台市にはサルの群れが大体15～16群ぐらいいて、サル管理計画の中で群れの評価をして頂いている。特にWFの群れについては適宜、適切に捕獲、追上げやパトロール等々の対策を行っているところであるが、管理計画上でのサルの群れの評価と現場レベルでの被害の相違というか、実際、管理計画での評価とだいぶ乖離している群れが存在しているのではないかというのが現場での感覚としてある。個別具体の群れは申し上げないが、管理計画上での評価がBとなっている群れが、現在、現場からの話を聞くとWFに近い群れになっているのではないかということで、だいぶギャップが生じているのではないかと思う。

仙台市でも県からいろいろなサポートをさせてもらいながら、群れの頭数カウント、遊動域の把握や人慣れの程度等、群れの評価に必要な調査を起こった上で、追上げや捕獲等のニホンザル対策を行っている。

そういった意味で、管理計画における群れの評価については、仙台市の場合はそれらの評価に必要十分な調査というのは市で行っているところであり、その中で対策が必要な群れというのが出てきていると考えている。そうした地域の実情に合わせて、適宜適切に評価を見直していく仕組みというものが必要ではないかと思うのだが、そのあたりについて県がどのようにお考えになっているのかお伺いしたい。

事務局：今のお話だが、定義の群れのことでよろしいか。

資料1の43ページに県内の群れの変遷という一覧表を載せている。定義の群れについては評価が従前はBという評価で進めてきていたが、平成28年あたりで分裂している。今の話の根底にあるのが、定義の群れに対して、群れごと捕獲できる大型捕獲施設を使用したいということがあり、一方、管理計画上ではWFもしくはそれに近い群れに対してのみ全頭捕獲を試みるということになっている。管理計画では、場合によっては5～6年前の評価をそのまま記載している群れもあるので、今のような話になってくるのかと思う。

仙台市や当県で調査を行い、再評価を行っている群れについてはその結果であったり、また仙台市から色々と情報提供頂きながら、群れがそのような状態なのであれば、全頭捕獲もしくはそれに近い形での捕獲もやむを得ないということで、管理計画と実情がなかなか合っていないという部分もある。ただ、逐次計画を変更するということまででは時間もかかるので難しく、情報共有を行いながら、必要があれば大型捕獲施設による捕獲をやむを得ないということで、市と調整しながら実施しているところであり、今のところはそのぐらいしかやり方はないのかなと考えている。

加藤委員：我々としては、定義の群れに対しては全頭捕獲であるとか、最終目標としてそういったところはあがるが、管理計画上の評価や群れの変遷と、実際の群れの状態にギャップが生じている。

今の説明だと、管理計画での評価は決められているものの、その運用については県と調整をしながら、

運用の中で捕獲等を実施していいという理解でいいのか、それとも、そのあたりの考え方を一度整理して頂けるとよろしいのではないかと考えている。今回は、特に実施計画の話なので、そういったところでの整理が必要なのではというところでご質問させて頂いた。

事務局：今のところは運用でお願いしたい。

また、サル有害捕獲許可については各市町村に許可権限が移譲されている。管理計画上ではこうなっているというお願いをすとしても、市町村の許可権限で捕獲をすと言われてしまえば、県では正直止めようがないというのもあり、整理については検討させて頂きたいとしか言えない。

加藤委員：説明の仕方が悪くて申し訳なかったが、群れの評価に必要なエビデンスについては、一定程度、我々でも調査業務を委託して収集している。そのエビデンスを元に、地域の実情に合わせてサルの群れの再評価が必要ではないかと考えているので、そういったところで検討して頂けるとありがたい。

事務局：群れの評価の判定基準を資料1の46ページに載せているが、この基準で評価して頂いていると思う。当県でも群れの評価は行っており、調査業務報告書も今年度からサル管理計画区域の市町に配布していることから、その評価の現状というか、最新の評価の状況というのは情報共有させて頂いている。

加藤委員：かなり細かい話なので、この場ではなく別途打ち合わせをさせてもらった方がいいのではないかとと思うが、県内全体の群れの評価というものを全部詳細には行っていないという理解をしている。先ほど申し上げた16群の中でも、ターゲットを毎年5～6群に絞って個別具体的な調査をしており、そのデータを有効に活用して頂くことで、県全体における仙台市内の群れの再評価というものにも活用して頂けるような余地があるのではなかろうかと考えている。

事務局：データについては、すでに頂いているところ。全群調査するためには予算が不足しているので、順次、順繰りに各群れの評価をしている状況である。

詳細については、別途打ち合わせさせて頂きたい。

委員長：群れの評価については私も存じ上げているが、各群れの歴史的な問題もある。例えばその地域に耕作地がどのくらいあり、そこがどのくらいの被害を受けているか、またサルの群れによっては、ある場所では非常に神経質になるが、別の場所では全く人を気にしなくなったりする、そういった様々な要素があるので、今のご意見についてはサル部会で慎重に詳しく検討するように申し添えるので、よろしくお願いする。

それでは、本日示されたニホンザル管理事業実施計画書（案）については、原案のとおり、後日開催予定のニホンザル部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：（異議なし）

委員長：では、続いてツキノワグマについて事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：意見、質問等があればお願いする。

大槻委員：錯誤捕獲のデータがないが、どこかに埋もれているのか。

事務局：錯誤捕獲については、現状では数値をまとめたものがないので、後ほどお示しさせていただきます。

大槻委員：ツキノワグマの錯誤捕獲に関しては、先日気仙沼で死亡事故も発生しており、重大なことだと思うので、県でしっかりと状況を把握して頂きたい。

また、学会で錯誤捕獲の授業を行ったことがあるが、その際に環境省の担当者が原則として錯誤捕獲は違法と明言していたので、しっかりやって頂きたい。

事務局：一つ確認したいが、錯誤捕獲が違法だというお話でよろしいか。

大槻委員：錯誤捕獲されたツキノワグマを殺処分するということ。

委員長：私のところにも錯誤捕獲のいろいろな話が伝わってきている。イノシシの箱わなには天井部にツキノワグマ用の脱出口が備えられているが、逃げずに死んでしまったり捕まったりする事例があるようだ。脱出口付きの箱わなは、イノシシは逃げられないけどツキノワグマは逃げるができるということで普及が進み、かなり効果的であったという話も聞いていたが、今の大槻委員のご意見にもあったように、そういったわなでもツキノワグマが殺処分されたという話もある。

錯誤捕獲の件については、きちんと整理をしてツキノワグマ部会に諮って頂きたいと思う。他にご質問等はあるか。

早坂委員：近年、気仙沼市など県北沿岸部でのツキノワグマ目撃情報がよく聞かれる。議事（２）－二９ページの「４ その他」では１１市町で計画の変更を支援したと記載があり、ここに気仙沼市も含まれているが、１１ページの平成３１年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（市町村実施分）も同じ１１市町村であるものの気仙沼市が入っていない。一方、９ページの方には仙台市が入っていないが、このことについてお伺いしたい。

事務局：議事（２）の冒頭で各特定鳥獣管理計画の概要についてご説明させていただいた。第三期ツキノワグマ管理計画の重点区域は白石市から栗原市までの１１市町村となっており、この計画は鳥獣保護管理法に基づく計画となっている。

一方、９ページの１１市町については、左端の計画欄記載のとおり「鳥獣被害防止特措法」に基づく市町村鳥獣被害防止計画を変更した市町を載せている。

こちらは各市町村がそれぞれ作成する計画であり、例えば、この計画の対象鳥獣にツキノワグマを加えることによって、特措法の色々な補助事業を実施することが可能になる。

それぞれ計画が異なるということでご理解願う。

早坂委員：では、気仙沼市は管理計画の区域ではないので、１１ページの３１年度実施計画書には入らないということだが、９ページに仙台市が入っていないのは、仙台市の鳥獣被害防止計画にはツキノワグマがないということでしょうか。

事務局：９ページに記載した１１市町というのはあくまで平成３０年度に変更した市町。Ｈ３０計画欄に記載しているが、計画作成済み市町村のうちツキノワグマを対象としているのは２０市町村ある。

委員長：他に何かあるか。

半田委員：議事（２）－二の８ページ、被害防除対策の（３）で、出没位置のホームページでの情報提供とあ

るが、学校としても、特に今年はツキノワグマの出没が多く、通学ルート等、緊急メールが非常に多い。

ただ、地図に書き込んでみると、数年前も同箇所に出没していたことがある。市町村や教育委員会にはすぐ連絡するが、出没もそういう決まった場所が随分あるのかなと感じている。

把握した情報を一つにまとめてくれた市町村もあるが、やはりそういう情報は捕獲のためというのも大きいと思うが、命を守るという意味でも、情報をうまく活用していきたいと思う。

事務局：県としても、ツキノワグマに出会わないようにするということを第一に呼びかけており、その対策の一つとして過去の出没情報を提供している。レジャー等で出かける際はこういったものを参考にすることをホームページ等で呼びかけており、出没情報のデータについては、今後、県民の方々にわかりやすい形で取りまとめる方法を検討していきたいと考えている。

委員長：他に何かあるか。

加藤委員：ツキノワグマの緊急捕獲許可権限について、仙台市では平成30年度から移譲されて対応しているが、緊急捕獲許可の権限は、その場にツキノワグマが留まっている場合に限られたり、捕獲の方法は銃器に限るといった制限が設けられている。住宅地の近くに出没したような場合、その場に留まっていればいいが、何回も頻繁に出没するようなケースでは銃器が使えない。

半田委員の話にもあったが、人身を守るということが最優先事項としてある中で、銃器を使わずに箱わなで対応せざるを得ないときは通常の有害捕獲許可という形で対応させて頂いているが、通常の許可手続きでは一定程度日数を要してしまう。

今年度に限ってというわけではないが、特に今年度は住宅地付近でのツキノワグマの出没が相次いでおり、そういった中で県にも色々ご協力をお願いして、一定程度スピーディーに対応させてもらっているところではあるが、例えばそういった出没が相次いでいる場合には現場確認を省略できる等、緊急捕獲権限の緩和についてご検討頂ければと思うので、そのあたりの見解をお伺いしたい。

事務局：今のご意見については仙台市と何度か調整しているところではあったが、現状を申し上げると、原稿のツキノワグマ管理計画では年間200頭が上限という捕獲制限があり、それが県内のツキノワグマ個体数を維持するためのラインであると定めているので、捕獲数の管理を行う上で、原則として捕獲許可権限は県ということになっている。

その一方で、人身被害が現に発生している場合や、人身被害が起こる蓋然性が非常に高く予想される場合に関しては、特例的に緊急捕獲を認め、一部市町村に権限を移譲している。

この仕組みを変えていくことについてはすぐには難しく、時間を要するところではあるが、仙台市のご意見もよく理解できる。

ただ、市町村による捕獲許可権限を広げると、捕獲頭数を管理しきれない部分が多くなってしまいう懸念もある。例えば、年度当初に各市町村に捕獲頭数上限の割り当てをするなど、幾つかの方策は机上でも考えられるが、それを実際に実施していくにあたっては事前に色々な調整が必要なので、やはり即座に対応できる問題ではなく、現状はこの体制を維持という回答になる。

加藤委員：捕獲許可の権限を移譲してくださいと申し上げているわけではなく、ツキノワグマの管理事業実施計画上、県許可においても、人身被害の未然防止という中で緊急捕獲許可権限の対応をもう少しスピーディーに、例えば住宅地の中で出没が相次いでいる場合には現場確認を不要とするなど、そういった運用が可能かどうかご検討頂ければと思う。

委員長：ツキノワグマは、大体同じ所に1週間から10日間、よっぽど魅力的なエサがあれば別だが、長くて

10日間くらい留まって、また別の場所に移動する。よって、被害を与える可能性のあるときに1日で対処するのか、対処するまでに3日間かかるのか1週間かかるのかというのは、住民にとっては全然違った話になってくる。

そのあたりはマニュアル等を作成して対応することは可能ではないかと私は思うのだが、ツキノワグマは保護すべき鳥獣でもあるし、微妙な問題でもあるので、今のような意見を部会の方に申し伝えて、できるだけ各自治体の意向にも県の意向にも沿うように努力させるということで、ご了解願う。

また、先ほど出た錯誤捕獲の問題、それからツキノワグマの一番の問題は人身事故なので、もう少しクマの放獣について、管理計画でも検討をさらに加えてもらうということによろしいか。

事務局：今後、ツキノワグマ部会で詳細にご説明させて頂くが、本会の委員全員が出席するわけではないので、先ほどの錯誤捕獲は違法だという言葉の意味について。

当然、錯誤捕獲でわなにかかった鳥獣は、当該鳥獣に関する捕獲許可は得ていないので、放獣の措置を行うというのが基本的な考えとなる。

ただ、状況によって安全な放獣が難しい場合や、そこにいる人に危害が及ぶ可能性がある場合は、緊急捕獲許可という形で鳥獣の捕獲を許可することも現場では行われている。

錯誤捕獲なのでいいとか悪いとかどう切り口ではなく、あくまでもその現場での状況なり緊急性で判断されるものだということでご理解願う。

委員長：作業部会の方々はツキノワグマの専門家なので、そのあたりは十分承知した上で更なる検討を、と申し伝えるのでよろしくお願いする。

それでは、次に議事（3）の指定管理鳥獣捕獲等事業の平成30年度評価報告書（案）及び令和元年度実施計画書（案）について、審議するので、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：今の事務局からの説明に対して、質問、意見等はあるか。

早坂委員：実施区域についてお伺いしたい。

令和元年5月16日に開催された宮城県自然環境保全審議会で、仙台市内の鳥獣保護区の一部をイノシシのみ狩猟捕獲が可能となる区域に指定変更する件について審議し、令和元年7月11日に原案通り承認されたということは、各自治体へは周知されているか。

事務局：仙台市内の鳥獣保護区の一部を、狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域へ指定変更する件については、告示はまだ行っていないが、各市町村への照会等は行っている状況。

早坂委員：では、まだ内諾の段階で、公式なアナウンスはされていないということか。

事務局：公式発表は行っていない。

早坂委員：そうすると、例えば議事（3）の22ページで指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域があるが、狩猟禁止であった箇所からイノシシが除かれたということになると、各自治体も仙台市に倣っていくと思うのだが、そういう場合でも実施計画の頭数の変更等はなされないのか。

事務局：少し前段の部分からお話をさせて頂くと、今のお話は「狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域」

というもので、令和元年5月16日に宮城県自然環境保全審議会というものを開催した。

そこで、現在指定されている鳥獣保護区、つまり狩猟捕獲が禁止されている場所の一部をイノシシのみ狩猟捕獲可能な区域に指定変更し直すということでご審議頂き、原案のとおり適当という答申を得たところ。

一方、この議事（3）の事業は環境省の国庫補助事業である指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する計画となっている。

捕獲といっても、指定管理鳥獣捕獲等事業の他に有害鳥獣捕獲や狩猟捕獲など幾つか種類があり、早坂委員からお話のあったのはイノシシの狩猟捕獲が可能な区域が拡大されたというものになる。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施については、県内35市町村に文書で実施可否の照会を行い、その結果、資料にお示しした市町村で実施することとなったもの。

狩猟捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業では捕獲の枠組みが違うということでご理解願う。

早坂委員：では、狩猟によるものとは、これは意味が異なるということか。

有害鳥獣に関する実施計画であるという理解でよろしいか。

事務局：議事（3）の1ページ目をご覧頂きたい。下に捕獲の枠組みを表で記載している。

捕獲の分類として、狩猟、有害鳥獣捕獲、市町村が行う個体数調整及び県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業があるが、今ここでご審議頂いているのは表の一番右側の指定管理鳥獣捕獲等事業に関するものであり、先ほどの狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域については、表左端の狩猟に関して、イノシシの狩猟捕獲が可能になるというものになる。

委員長：他に何か質問、意見はあるか。

それでは、この辺で質疑を終了し、本日示された指定管理鳥獣捕獲等事業の平成30年度評価報告書（案）及び令和元年度実施計画書（案）については、原案のとおり、後日開催予定のイノシシ部会及びニホンジカ部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：（異議なし）

委員長：以上で、本日の議事はすべて終了とする。御協力感謝する。

それでは、事務局に進行をお返しする。

事務局：伊澤委員長ありがとうございました。

3その他について、委員の皆様から何かありますか。

では、事務局から今後のスケジュールについて連絡させていただきます。

8月8日（木）にニホンジカ部会を、20日（月）にツキノワグマ部会を、28日（水）にニホンザル部会を、9月2日（月）にイノシシ部会を開催し、本日の議事（2）及び（3）について改めて審議して決定いたします。

また、本日の議事録については、出席いただいた委員の皆様を確認いただいた後、完成したものを、部会委員の名簿と合わせて送付させていただきます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。